



答申第 15号
令和7年3月13日

渋谷区長 長谷部 健 殿

渋谷区労働報酬審議会
会長 小磯 優子

労働報酬下限額の設定について（答申）

令和7年2月18日、6 渋谷契発第167号で諮問のあった標記の件について、当審議会において審議した結果、下記のとおり答申します。

記

令和7年度（令和7年4月1日から適用）労働報酬下限額については、次の額が適当である。

（1）対象工事請負契約

ア 公共工事設計労務単価（令和7年3月から適用）における職種について、職種ごとの単価の90%の額（別紙1のとおり）

イ 公共工事設計労務単価の職種にあたらなその他の職種として取り扱われる以下の労働者については、1,620円（1時間当たり）

① 見習い、手元等の労働者

② 年金等の受給のために賃金を調整している労働者

（2）対象業務委託契約及び対象指定管理協定 1,426円（1時間当たり）

（3）各委員からの意見

別紙2のとおり

別紙 1

令和 7 年度 労働報酬下限額（対象工事請負契約）

単位：円（1 時間当たり）

No.	職 種	下限額	No.	職 種	下限額
1	特殊作業員	3,364	27	普通船員	3,465
2	普通作業員	3,015	28	潜水土	5,614
3	軽作業員	2,082	29	潜水連絡員	4,107
4	造園工	3,049	30	潜水送気員	3,983
5	法面工	3,758	31	山林砂防工	3,612
6	とび工	3,702	32	軌道工	6,458
7	石工	3,690	33	型わく工	3,567
8	ブロック工	3,432	34	大工	3,420
9	電工	3,668	35	左官	3,713
10	鉄筋工	3,668	36	配管工	3,218
11	鉄骨工	3,330	37	はつり工	3,387
12	塗装工	3,882	38	防水工	4,062
13	溶接工	4,163	39	板金工	3,848
14	運転手（特殊）	3,432	40	タイル工	3,533
15	運転手（一般）	2,858	41	サッシ工	3,612
16	潜かん工	4,163	42	屋根ふき工	3,814
17	潜かん世話役	4,984	43	内装工	3,713
18	さく岩工	4,455	44	ガラス工	3,555
19	トンネル特殊工	4,028	45	建具工	3,282
20	トンネル作業員	3,488	46	ダクト工	3,330
21	トンネル世話役	4,557	47	保温工	3,117
22	橋りょう特殊工	3,915	48	建築ブロック工	3,388
23	橋りょう塗装工	3,994	49	設備機械工	3,150
24	橋りょう世話役	4,568	50	交通誘導員A	2,273
25	土木一般世話役	3,645	51	交通誘導員B	1,980
26	高級船員	4,298			

各委員からの意見

1 審議会の日程について

8 月等の早期に第 1 回を開催し、より十分な審議を行われたい。